

平成24年第2回臨時会

大多喜町議会会議録

平成24年 5月22日 開会

平成24年 5月22日 閉会

大多喜町議会

平成 2 4 年 第 2 回 大 多 喜 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (5月22日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
閉議及び閉会の宣告	19
署名議員	21

平成24年第2回大多喜町議会臨時会会議録

平成24年5月22日(火)

午後 3時24分 開会

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明徳君
3番	江澤勝美君	4番	小高芳一君
5番	荻込孝次君	6番	君塚義榮君
7番	吉野僖一君	8番	志関武良夫君
9番	野口晴男君	10番	藤平美智子君
11番	野村賢一君	12番	正木武君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	花崎喜好君
企画財政課長	小野田光利君	税務住民課長	関晴夫君
建設課長	磯野道夫君	産業振興課長	菅野克則君
生涯学習課長	加曾利英男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋謙周	書記	大竹義弘
------	------	----	------

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定

- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1 号 大多喜町立中央公民館耐震補強及びホール棟控室増築工事請負契約の締結について

◎開会及び開議の宣告

○議長（正木 武君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成24年第2回大多喜町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 3時24分)

◎行政報告

○議長（正木 武君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 本年、第2回町議会臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、議会臨時会の招集をさせていただきましたところ、議長さんを初め議員の皆様方には、公私ともに大変ご多忙の中をご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また議員各位には、常日ごろより町政運営に当たりましては、多方面からご支援ご協力をいただいているところであります。重ねて御礼を申し上げる次第であります。

まずは、5月初旬の連休に伊藤、小倉野両地区の進入道路となります町道が、大雨により法面が崩落し一時住民が孤立状態となり、皆様方には大変ご心配をおかけしました。特に小倉野地区については、数日間の停電と交通遮断となり地域の皆様にご心配やご不便をおかけいたしましたところであります。大きな事故もなく、仮復旧ができましたことを安堵しているところでございます。

しかしながら、道路は完全復旧となるまでは数カ月を要しますので今後ともご迷惑をおかけいたしますが、注意して通行くださるようお願いを申し上げ、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは行政報告でございますが、第1回議会定例会後の行政報告書はお手元に配付させていただきましたので、それによりご了承いただきたいと思っております。

さて、本日の議会臨時会でございますが、会議事件として専決処分の承認が4件と中央公

民館耐震補強及びホール棟控室増築工事の請負契約の締結の議決承認が1件でございますのでよろしくご審議の上、ご同意また可決くださるようお願い申し上げ、会議冒頭のごあいさつとさせていただきます。

○議長（正木 武君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（正木 武君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会以降の議会関係の主な事項は、お配りしました議会諸報告によりご了承いただきたいと思います。

なお、監査委員から3月26日及び4月25日に実施しました例月出納検査結果の報告がありました。お手元に配付の写しにより、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（正木 武君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

1 番 野 中 眞 弓 議員

2 番 小 倉 明 徳 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（正木 武君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 説明に入ります前に、印刷漏れがございましたので、恐れ入りますが記入をお願いしたいと存じます。7ページ附則第14条の欄、右側の上から3行目、平成24年第18号の前に空欄の部分がございしますが、その前に条例の2文字を加えていただき、平成24年条例第18号としていただきたいと思います。誠に申しわけございませんでした。

それでは、議題となりました承認第1号 専決処分の承認を求めることについて本文に入ります前に、提案理由の説明を申し上げます。

2ページをお開きいただきたいと思います。存じます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、大多喜町税条例の一部を改正する必要が生じ、課税事務を進める上で緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、同日3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、ご承認をいたどころとするものでございます。

主な改正点といたしましては、寡婦（寡夫）控除の申告省略、固定資産税の課税の特例及び負担調整措置等、法人が固定資産の軽減を受けようとする場合の申告、震災にかかわる譲渡期限の特例、住宅取得控除の適用期限の特例であります。

それでは、本文に入らせていただきます。

改正条文をすべて読み上げますとかなりの時間を要しますので、条文の改正内容につきましてご説明をさせていただきますので、お許しをいただきたいと思います。存じます。

大多喜町税条例（昭和30年3月13日条例第61号）の一部を次のように改正する。

第36条の2は、公的年金所得以外の所得を有しない者は、寡婦（寡夫）控除の申告を省略できるというものでございます。

第54条は、固定資産税の納税義務者等に関するもので、地方税法の改正に伴い引用してい

る条項を改正するものでございます。

附則第10条の2につきましては、引用条項の改正及び地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例によりますもので、公共下水道を使用する者が設置した除害施設等の課税標準額の特例措置でございます。

附則第11条から次の3ページの附則第13条につきましては、時点修正の実施について平成26年度まで延長し、宅地等にかかる負担水準について附則第3条第4項で定め10分の8から10分の9に引き上げ、商業地の宅地の負担水準と市街化区域の負担水準とあわせ、経過的な措置を講じた上で、平成26年度に廃止しようとするものであります。

附則第21条の2は、法人が固定資産の軽減を受けようとする場合の申告について、特例民法法人から移行した一定の一般社団法人等が平成20年12月1日以前から設置している図書館、博物館、幼稚園でその用に供する固定資産について、非課税の特例を受けようとする場合の申告等についての改正でございます。

4ページ中ほどになりますが、附則第22条は、22条に1条加えるもので東日本大震災にかかわる被災居住用財産の敷地にかかわる譲渡期限の延長の特例でございます。

5ページ後段になりますが、附則第23条は、東日本大震災により家屋が被害を受けたことにより、被災取得し居住の用に供した場合の特別控除の重複適用や限度額、控除率の特例について定めたものでございます。

附則につきましては、施行期日、経過措置等を定めたものであり一部を除きまして本年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中真弓君） 4点ほど質問したいと思います。

2ページですが、36条の2の1で、寡婦（寡夫）控除額の申告免除というかそういうことでしたけれども、実際はどういうことなのかご説明願います。

2点目は、3ページ12条の2ですが、住宅用用地10分の8を削除するというようなことで

すけれども、この内容と影響についてお伺いいたします。

3点目です。どこになるのかな、農地についても述べられていますけれども、農地の固定資産税についての影響、お願いいたします。

4点目ですけれども、全体としてどういう影響を町は受けるのか、住民は受けるのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず寡婦（寡夫）控除につきましては、申告しなくていいということですが、公的年金等の支払い報告書に寡婦（寡夫）の今まで欄がございました。それが今度、寡婦（寡夫）の欄を設けるということで申告をしなくていいということになりました。

次の土地の関係ですが、10分の8を削りまして10分の9に今度上がるわけですが、これは負担水準のことでありまして、負担水準が10分の9を超える土地については一律に前年度の税額の据え置き措置がとられます。また10分の8から10分の9へ上げられたことにつきましては、24万6,800円ほどその1割上がったことによりまして、町の方に固定資産税につきまして負担をおかけすることになります。

次の3番目の農地についてですが、農地につきましては今回は改正の特に対象ではございませんが、農地につきましては課税標準に応じまして、課税されていくという状況です。

それと4番目の全体的な影響といたしましては、固定資産税の影響分の24万6,800円ということが、直接町民の方々にとりまして影響額ということになります。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中真弓君） 町全体としては24万6,800円の増税になると、ところで、地価の評価額というのは下がっているのでしょうか、上がっているのでしょうか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 町全体の評価額につきましては、下がっております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(正木 武君) 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本件に反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番(野中眞弓君) 私は、承認第1号 大多喜町税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

先ほどの答弁にもありましたように、土地の評価額は下がっている、地価が下がっているにもかかわらず今回の条例改正は増税を住民に課するものであります。額としてはあまり多くはありませんけれども、やはりそれはおかしいのではないかと。もともと今の固定資産税について言えば安定的な財源だということで、1992年私どもここにおる者はこの席に一人もいなかったと思います20年前の話ですが、安定的財源を得るということで土地の取引価格、地価の7割を課税評価額とするという法律を決めました。それまでは2割くらいだったのではないかと、2割か3割くらいだと聞いておりますが、あまりの値上げというか引き上げに軽減対策が必要で今に至っているわけですが、それがこのところずっと地価の下落により逆転現象がでてきて、それで今回の条例改正にもつながる法律の成立ということをお伺いしております。現実、地価が下がっているにもかかわらず、増税という今回のこの条例改正には以上のような理由で反対いたします。

以上です。

○議長(正木 武君) 次に、本件の賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

○議長(正木 武君) 挙手多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(関 晴夫君) ただいま議題となりました、承認第2号 大多喜町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認につきまして、本文に入ります前に提案理由の説明を申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと存じます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法等の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布されたことにより、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により同日3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、東日本大震災の被災居住用財産の敷地にかかわる譲渡期限の延長の特例でございます。

それでは本文に入らせていただきます。

大多喜町国民健康保険税条例(昭和30年条例第59号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

附則第15号が加えられ、徴税にかかわる被災居住用財産の敷地にかかわる譲渡期限の延長の特例について、東日本大震災にかかわる被災居住用財産にかかわる譲渡期限の延長の特例が新たに設けられ、災害のあった日から7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものまで、譲渡所得の特別控除の適用の対象としたこととあります。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。

ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてのご説明をいたしますので、12ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

平成23年度事業で計画をいたしました百銚地先の農業施設災害復旧工事については、平成2

3年12月26日に入札を執行し年度内の完成予定となっておりますが、東日本大震災復旧事業の影響によりまして工事材料が確保できず、年度内完成が見込めないことから平成24年度3月8日招集の平成24年第1回議会定例会で、繰越明許費を設定させていただきました。

しかし繰越明許費の計上時に遺漏がございまして、設定した繰越額では事業費が足りないことから専決処分において65万円を追加したものでございます。年度終了間際であり議会開催の日程調整が不可能であったこと、また緊急を要することから平成24年3月27日付で繰越明許費追加の専決処分をしたため、その措置について地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたので同条の第3項の規定によりましてこれを報告し、議会の承認を求めるところでございます。

それでは本文に入らせていただきます。

12ページをお開きください。

平成23年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）。平成23年度大多喜町一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによる。繰越明許費の補正。第1条、繰越明許費の追加は、第1表繰越明許費補正による。ということで、次の13ページに第1表がございましてこちらをごらんいただきたいと思っております。

第1表繰越明許費補正。款10災害復旧費、項2農林水産施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業に65万円を追加し、繰越明許費合計1億8,282万7,000円とするものであります。

以上で、平成23年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）の繰越明許費補正の専決処分の説明をさせていただきます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてのご説明をさせていただきますので、16ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

平成24年5月3日の大雨により発生した町道小倉野線、筒森地先のがけ崩れによりまして町道上に大量の土砂崩落及び倒木があり通行不能となりました。そのため小倉野集落の9戸16人が孤立し、倒木による停電の中、水もない生活となるため早急な対応が必要となりました。崩落土砂の撤去にかかる応急工事につきましては、当初予算で計上している災害復旧費の範囲で対応はできましたが、土砂撤去後のガードレールの復旧やさらなる崩落に備える仮設土のうの設置等、通行の安全をはかる応急の仮設工事費については、当初予算では対応できなく緊急を要することから専決により予算措置をしたため、地方自治法第179条第1項の規定によりこの専決処分につきまして、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

16ページをお開きください。

それでは、説明させていただきます。平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）。

平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算

の補正。第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,968万4,000円とするものであります。2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは次に事項別明細書により歳入歳出予算のご説明をいたしますので、21ページをお開きください。

初めに歳入でございますが、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額68万4,000円は、前年度繰越金であります。

次に歳出予算ですが、款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費、補正額68万4,000円は、町道小倉野線災害復旧工事であります。

以上で、平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の説明をさせていただきます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 今回の災害復旧費で総額で378万4,000円かかったということで、よろしいでしょうか。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 測量と工事費で378万4,000円ということでございます。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 失礼いたしました。

当初、工事請負費でございますけれども150万当初予算で計上されてあったのでございますが、そのほかに工事費で218万4,000円ということで、68万4,000円の不足が生じたということでこの専決をお願いしたということでございます。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 道路の崩落の災害復旧に、総額いくらかかったんでしょうか。258万円

ということによろしいのでしょうか。もしわかりましたら、簡単な内訳をお願いしたいのと、まだ完全復旧するまで相当時間がかかるということで町長のほうから冒頭お話がありましたけれども、大変急なところの傾斜でありまして、上のほうも大分さらに崩落するような状況であったと思うんですけれども、今後の予定といたしますか、工程ではどうかたちでさらに工事をされていくのか、その工事の概要なりあるいは今後さらにどのくらいの費用が要するのか、その辺ご説明をいただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 今回の災害にかかりました費用でございますが、まずは崩落土、土砂の撤去といたしまして道路が通れるようにするだけということで、道路上の排土ということで45万1,000円かかっております。

その後も崩れるおそれがあるということで、仮設の大型土のうと防護柵これガードレールでございますが、それを設置するのに173万2,500円かかっております。合計で218万3,500円ということでございます。

今後の予定につきましては、後ろの斜面が営林署といたしますか、千葉森林管理事務所の用地でございますので、そちらのほうで山の部分については治山工事でやるというようなお話を聞いておりますので、町のものとしたしましてはそれと話をすり合わせ等行いまして、できれば災害で申請して対応していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 災害で、という話でしたけれど私どももちょっと見に行った時に上のほう、いつ崩れてもおかしくない状況ですよ。そこを通っているわけですよ、今。そうしますと本当にちょっと雨でもあるいは、雨降らなくてもいつ崩落するかわからないという状況なんですけれども、その辺の対応はどのように考えておられるのか、お願いします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 現在は、土とりまして崩れるのを防ぐためにのりじたと言いますか道路の端に大型土のうですか、1立米ぐらいの大きな土のうなんですけれども、それを2段から3段というような感じでのりをとめるようなかたちで今、防護しているということでございます。

あと災害のほうなんですけれども、いろいろ候補あると思うんですけれども、災害といたしましては原型復旧が基本となっておりますので、待ち受け型の防護柵ですか、それを検討して約1,000万円ぐらいかかるのではないかとこのように予定しております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定をいたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第7、議案第1号 大多喜町立中央公民館耐震補強及びホール棟控室増築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加曾利英男君） それでは議案第1号 大多喜町立中央公民館耐震補強及びホール棟控室増築工事請負契約の締結についてご説明します。

本文に入る前に、提案理由を説明させていただきます。

中央公民館のホールにつきましては、耐震診断の結果、I s 値が0.3以下と診断された部分

があり、大規模な地震による振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する可能性が高いという診断を受けたことから、昨年4月以降ホールの使用を中止し、関係者の皆様に大変ご不便をおかけしておりますけれども、設計が終了したことからホールの耐震補強とあわせて、ホールの利用者から特に要望がございました控室とトイレをホールの裏手に増築し、1日も早くホールの利用を再開するため工事請負契約を締結しようとするものでございます。

この工事につきましては、指名競争入札とし9社を指名し、5月15日に入札を行いました。指名した9社のうち5社から辞退届けが提出され、残り4社による入札の結果、山本建設株式会社が落札し、5月16日に仮契約を締結いたしました。

なお、お手元に参考資料として配付されていると思っておりますけれども、これが入札の状況でございます。

5,000万円以上の工事請負契約につきましては、地方自治法及び条例の規定により議会の議決に付さなければならない契約となりますので、本契約を締結するに当たりまして議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文でございますけれども、23ページでございます。

大多喜町立中央公民館耐震補強及びホール棟控室増築工事について、次のとおり請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

契約の目的、大多喜町立中央公民館耐震補強及びホール棟控室増築工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、7,441万3,500円。

契約の相手方、千葉県夷隅郡大多喜町中野281番地、山本建設株式会社、代表取締役山本秀代。

工期としまして、議会の議決の日から平成24年11月21日まで。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 2点あります。

1点目は、この工事について追加工事が発生するというようなことがないように十分検討されていると思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

2点目については落札価格、落札率が私の計算によれば約82.5パーセント。これは非常に安い価格でお金の面からみれば施主としてはありがたいことなんですけれども、山本建設さんは、建設業ですが、もしかしたら下請けに出されるのではないかと、そうするとさらに工事価格としては下がるであろうことが予想されるのですが、その時、工事の質、心配なのは今どんどん安く、安くということで人件費が削られる、そこで働く人のそういう労働条件が保証されるだろうか、町としてはそこまできちんと把握する必要があると思うんですけれども、その辺質の低下、雇用及びものの質の低下について、どう考えているか、対策するのか。

これに関してですけれども、もう一つ、大体公共工事といいますか最低制限価格これ以下ではいけないというものでもうけるべきだと思うんです。今、こういう工事にかかわらずどんどん単価が切り下げる、値段が下げられる、下げ競争がまだまだ横行していると思うんです。安ければいいというものではありません。そういう点で、大多喜町も今までは本当にこう落札率100パーセントに近い、100パーセントそのものもあって、これはこれでまたどうかなって思いがあったのですけれども、非常に予定価格をかなり下回るようなものについても問題があるのではないかと。最低価格について大多喜町も検討する考えはないのでしょうか。

3点になってしまいました。よろしくをお願いします。

○議長（正木 武君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（加曾利英男君） 1点目、追加工事ということですが、例えば庁舎とか、この庁舎ですと改修とかですね、そういう部分がありましたので変更で増ということが生じてしまいましたけれども、今回につきましては耐震補強が主でありまして、あとはわずかですが増築ということでありまして設計会社の方にも確認をいたしましたけれども、その予測できない状況は非常に少ないということで基本的に変更はないというように考えております。

また変更増はないように、努めていきたいと思っております。

次に2点目、質の低下ということなんですけれども、これにつきましては入札の段階で最低制限価格を設けております。最低制限価格といいますのは、その契約内容をですね確実に

履行するために最低この金額だけ、この金額でできるというような額をおさえておりますけれども、その最低制限価格より低いと失格になるわけですが、今回は最低制限価格内というようなことで、非常に落札率としては低い落札率ですが、その最低制限価格の内でございます。

先ほどちょっと申し上げましたが、最低制限価格といいますのは、今回ですとその工事の内容を的確に履行していくというようなことでありまして、工事費の積み上げの中です、設計の中で最低の数字ということで、おさえてある数字が予定価格の85パーセントでありますので、なお、工事の管理につきましても、設計会社の方に工事管理を委託しておりますので品質の低下とかです、そういうものはないかと思えます。

それとちょっと今答えた中にもありました、ありましたといいますか、答えてしまいましたけれども、工事につきましては予定価格の100分の85ということで、最低制限価格を設けております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中真弓君） 設計会社は工事中の監理、どのくらい現場に来るんですか。毎日へばりついているんでしょうか。どの程度の現場監理をするんでしょうか。

○議長（正木 武君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（加曾利英男君） 具体的に何日というような日にちはありませんけれども、その工事の工程ごとに打ち合わせをして、例えば材料の検査ですとか、この工程ごとに検査をして承認を与えるというようなことで具体的な日数はありませんけれども、そういうようなことをさせていただきます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中真弓君） その工程ごとの打ち合わせ検査っていうのは、ここのところ、ここのところということでもう契約といいますか、打ち合わせは担当課とは済んでいるんですか。

○議長（正木 武君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（加曾利英男君） 打ち合わせといいますか、契約をもう既にしておりますので、契約する入札の工事に対しまして、その工事監理の会社からも設計会社からも支援を得

なくてはなりませんので、既に契約をしておりますその中の仕様書でうたっております。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） これ図面とか直す箇所とかのそういう図面はいただけないんですか。

○議長（正木 武君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（加曾利英男君） 私、4月に異動してきて大変申しわけなくてわからなくて申しわけないんですが、全員協議会の時にお渡しをしていると思います。

それで工事の内容としましては、全員協議会の時の控え、あとは予算常任委員会の時の控えがあるんですけども、屋根に鉄製のプレースを組んでそれを32面ほど組みます。それであと天井落下が東日本大震災の時にありましたので、そういうもの落下しないようにボルト等強化する、それとあと先ほどちょっとお話しましたが、控室とトイレを増築するというようなことになっております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかにありませんか。

7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 確か、中央公民館は防水工事もやったばかりだと思うんですが、その辺はやはりもう一遍、この七千いくらの中に入っているということですね、当然鉄骨を増しということは。

○議長（正木 武君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（加曾利英男君） ホールの防水工事は入っておりません。それで事務室の方は以前、防水工事をやったようなんですけれども、今回のこの中にはホールの防水、屋根の防水は含まれておりません。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(正木 武君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第2回臨時会を閉会します。

(午後 4時14分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成24年 9月 5日

議 長 正 木 武

署 名 議 員 野 中 眞 弓

署 名 議 員 小 倉 明 徳